



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…二

○都道の供用開始……………（同）…四

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…五

○開発行為に関する工事完了……………（同）…七

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（同）…七

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…七

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…八

正誤

○平成二十二年三月三十一日付東京都下水道局管理規程第六号……………八

○平成二十三年一月十七日付東京都公告……………九

告示

●東京都告示第四百十号

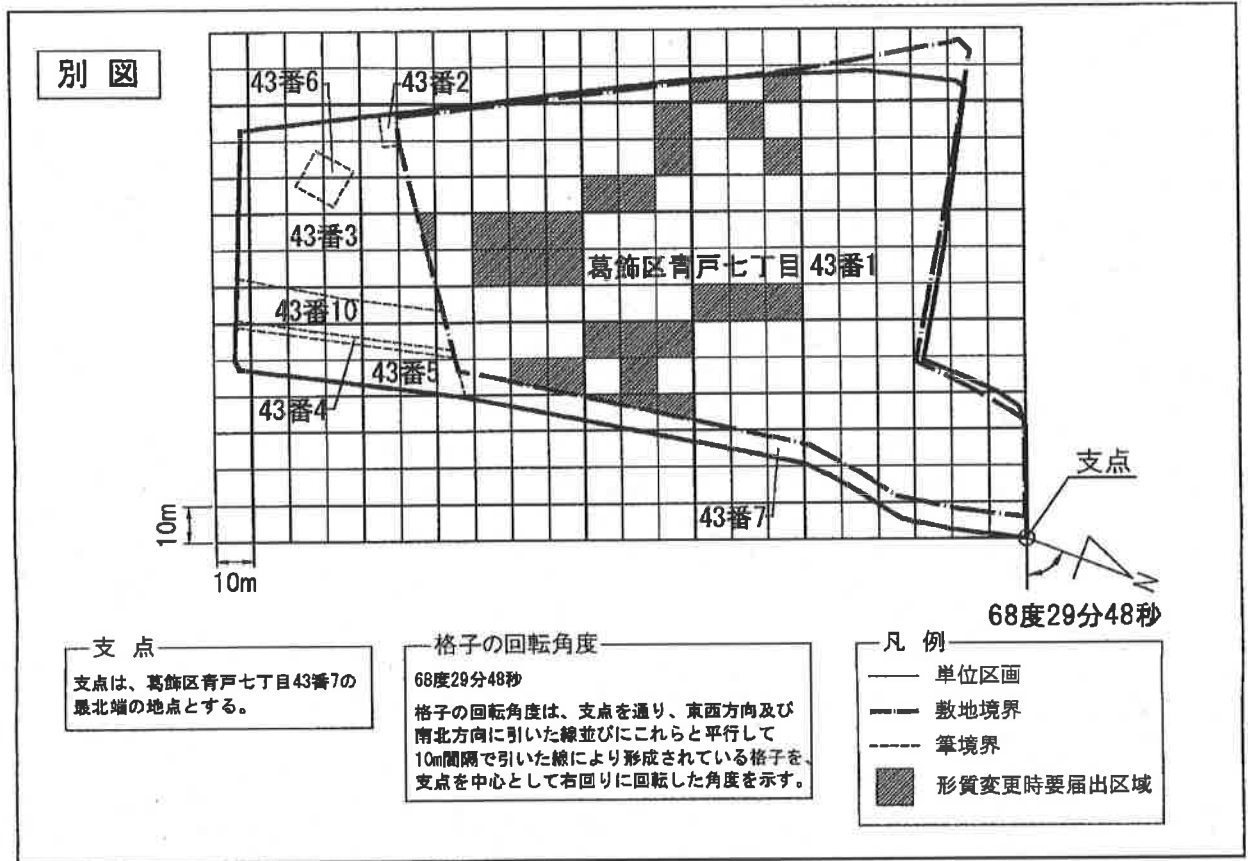
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年二月三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区青戸七丁目四十三番一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物



●東京都告示第百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年二月三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 路線名 ひばりヶ丘停車場

二 変更の区間 西東京市谷戸町一丁目二千九百十八番二十一地先から同市北原町二丁目二千八百

四番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり